

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
重要事項説明書

株式会社 ケア・ファースト
ショートステイ かがやき

ショートステイ かがやき

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

重要事項説明書

（令和7年4月1日現在）

1. 事業者の概要

- ・事業者名 株式会社ケア・ファースト
- ・所在地 秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字昼寝 90-1
- ・電話番号 018-854-4020 ・ファックス番号 018-854-4021
- ・代表者職・氏名 代表取締役 工藤 寿廣

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 ショートステイ かがやき
- ・開設年月日 平成28年10月15日
- ・所在地 秋田県南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添 135-1
- ・電話番号 018-874-8824 ・ファックス番号 018-874-7824
- ・管理者名 田中 真
- ・介護保険指定番号 指定短期入所生活介護(秋田県)
指定介護予防短期入所生活介護（五城目町）
【0572328479号】

(2) 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の目的と運営方針

指定居宅サービスに該当する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業は、要介護（要支援）状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[ショートステイ かがやき 運営方針]

1. 介護保険制度の趣旨に沿って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能維持・向上ならびに家族の身体的及び精神的負担軽減を図る。
2. 利用者・家族との信頼関係を構築しながら、安心・安全に生活できる事業所づくりをする。
3. 地域・行政・医療、保健機関・地域包括支援センター・サービス事業所等との連携を図り、地域に開けた事業所を確立する。

(3) 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の勤務体制

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準	保 有 資 格
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管 理 者	1	1				1	1	
医 師	1			1		0.1	1以上	医師免許
生 活 相 談 員	1	1				1.0	1	社会福祉主事
看 護 職 員	2	1	1			1.7	11以上	看護師・准看護師
介 護 職 員	11	9		2		9.8		介護福祉士 介護職員実務者研修 介護職員初任者研修
機 能 訓 練 指 導 員	2		1			0.2		准看護師
栄 養 士				1			1以上	
厨 房 職 員				1	2			
清 掃 職 員					1			

(4) 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の勤務体制

- ・管理者 勤務時間 8：30～17：30
- ・医師 勤務時間 13：00～13：30（週1回）
- ・生活相談員 勤務時間 8：30～17：30
- ・看護職員 勤務時間 8：30～17：30
※機能訓練指導員兼務（1名）
- ・介護職員 勤務時間（早番）7：00～16：00
（日勤）8：30～17：30
（遅番）9：30～18：30
（夜勤）16：00～9：00
- ・機能訓練指導員 勤務時間 15：30～17：30
- ・栄養士 勤務時間 8：30～17：30（週1日）
- ・厨房職員 勤務時間（早番）6：30～15：30
（遅番）13：30～17：30
- ・清掃職員 勤務時間 9：00～12：00

(5) 入所定員等 ・定員 33名

- ・居室 従来型個室17室／多床室（2人室）2室／多床室（4人室）3室

2. サービス内容

- ① 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画の立案
- ② 食事（食事は食堂でとなりますが、ご希望の場合は居室での食事も可能です。）
朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

※希望があれば、服薬に影響のない範囲でご自由に食事時間は選択できます。

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 健康管理・看護

⑤ 介護（入退所時の支援も行います。）

⑥ 機能訓練・生活リハビリ

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養・食事サービス管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス

⑪ 行政手続代行

⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 身体的拘束等

① 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録等に記載することとします。

② 身体拘束廃止委員会を毎月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催するほか、利用者等に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について検討・協議を行う「身体拘束カンファレンス」を開催する。その結果については職員へ周知徹底を図ります。

③ 職員の身体拘束廃止に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び事業所内での研修を定期的（年2回）に開催します。

④ 身体的拘束等の適正化のため指針を整備します。

⑤ 身体的拘束廃止のため担当者を定めます。

4. 事故発生時の対応

① 利用者の家族等へ連絡する。

② 居宅支援事業所担当ケアマネジャーへ連絡する。

③ 事故発生時又はそれに至る危険が生じた時は、原因や状況を分析して対応策を講じ、職員に周知徹底を図ります。

④ 事故内容により、速やかに保険者等に報告する。

⑤ 必要に応じ、所定の手続きに従い利用者及びその家族と話し合い、速やかに損害賠償を行う。

5. 感染症対策体制の徹底

① 感染対策委員会（状況に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的（月1回程度）に開催し、感染症又は食中毒の予防や、蔓延防止のための対策を講じ、その結果について職員に周知徹底します。

② 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。

③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

6. 褥瘡防止対策の実施

- ① 職員の褥瘡に対する意識を高め理解を深めるために、研修会への参加及び事業所内での勉強会を開催します。
- ② 褥瘡発生防止手順を職員に浸透させます。
- ③ 個々の利用者が持つ、褥瘡発生要因を的確に把握し対応します。

7. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 湖東厚生病院
- ・住 所 秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字貝保 3 7

・協力医療機関

- ・名 称 児玉内科医院
- ・住 所 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田 6 7 - 1 4

・協力歯科医療機関

- ・名 称 わしや歯科医院
- ・住 所 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目 1 - 2 - 1 0

8. 緊急時の対応

利用者に様態の変化、急変などがあった場合は、ただちに家族等に連絡をするとともに、24時間の連絡体制を確保している当施設看護職員に連絡をし、第一に施設嘱託医に相談するとともに、必要に応じて主治医及び協力医療機関、他医療機関等との連携により、健康上の管理に関し、必要に応じて適切な措置を講じます。尚、状態に応じて協力医療機関等と相談し救急車及び施設送迎車等で搬送致します。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用に当たっての留意事項

・指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

来 訪 ・ 面 会	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出して下さい。 尚面会時間は、午前8時30分から午後5時30分といたします。 ※来訪者のご都合により上記面会時間以外を希望される場合は申し出て下さい。 ※感染症流行期等、面会制限を行う場合があります。 ※オンライン面会も実施しております。
外 出	外出の際には必ず事前に行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。

受診	基本的に利用者のかかりつけ医への受診をして下さい。心身状況に応じて往診対応も可能です。定期受診等の送迎については、送迎サービスを行っておりますので、申し出てください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内及び敷地内は禁煙となります。飲酒は出来ません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	貴重品の持ち込みは控えて下さい。
現金等の管理	基本的に預り金は致しませんが、入所者個人の状況を鑑み原則として1万円を上限として管理者の判断で預り金を承諾する場合があります。尚、利用者本人が現金を持つ場合については、事業所では一切責任を負いかねます。
宗教活動 政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育は、お断りします。

*送迎範囲：五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、上小阿仁村、北秋田市、三種町、
 潟上市、能代市、男鹿市、秋田市、八峰町
 ※その他の地域の方はご相談下さい。

10. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「ショートステイ かがやき消防計画」に則り対応いたします。			
平常時の訓練等	別途定める「ショートステイ かがやき消防計画」に則り年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を利用者の方にも参加していただき実施します。訓練の実施に当たって、地域住民や地域機関の参加が得られるように連携に努めます。			
防災設備	設備名称	設置状況	設備名称	設置状況
	スプリンクラー	あり	防火扉	あり
	自動火災報知器	あり	屋内消火栓	あり
	誘導灯	あり	非常通報装置	あり
	カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日	令和元年8月1日		
	防火管理者	田中 真		

1 1. 要望及び苦情等の相談

短期入所生活介護 ご利用相談室	窓口受付担当者	生活相談員 篠原 千佳
	お問合せ先	電話 018-874-8824

要望や苦情などは、担当生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

「第三者評価」は実施しておりません。

「外部苦情相談窓口」

五城目町役場 健康福祉課介護担当	電話 018-852-5107
八郎潟町役場 町民福祉課福祉介護班	電話 018-875-5808
井川町役場 町民課健康福祉班	電話 018-874-4417
潟上市役所 長寿社会課長寿支援班	電話 018-853-5323
三種町役場 介護保険係	電話 0185-85-2247
上小阿仁村役場 住民福祉課住民福祉班	電話 0186-77-2222
北秋田市役所健康福祉部 高齢福祉課介護保険係	電話 0186-62-1112
大潟村 住民生活係	電話 0185-45-2114
能代市役所 市民福祉部 長寿いきがい課介護保険係	電話 0185-89-2157
男鹿市役所 介護サービス課介護班	電話 0185-24-9119
秋田市役所 介護保険課	電話 018-888-5674
八峰町役場 健康福祉課	電話 0185-76-2111
秋田県福祉サービス相談センター（秋田県運営適正化委員会）	電話 018-864-2726
秋田県国民健康保険団体連合会	電話 018-883-1550

1 2. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）について
（令和7年4月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、負担割合証を確認させていただきます。

2. 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の概要

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者代理人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

【短期入所生活介護】

① 短期入所生活介護利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

『1人部屋』（従来型個室）

・要介護1	1割：645円	2割：1,290円	3割：1,935円
・要介護2	1割：715円	2割：1,430円	3割：2,145円
・要介護3	1割：787円	2割：1,574円	3割：2,361円
・要介護4	1割：856円	2割：1,712円	3割：2,568円
・要介護5	1割：926円	2割：1,852円	3割：2,778円

『2人部屋、4人部屋』（多床室）

・要介護1	1割：645円	2割：1,290円	3割：1,935円
・要介護2	1割：715円	2割：1,430円	3割：2,145円
・要介護3	1割：787円	2割：1,574円	3割：2,361円
・要介護4	1割：856円	2割：1,712円	3割：2,568円
・要介護5	1割：926円	2割：1,852円	3割：2,778円

① 短期入所生活介護利用料※連続6日以上短期入所生活介護を利用した場合
（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。
以下は1日あたりの自己負担分です。）

『1人部屋』（従来型個室）

・要介護1	1割：589円	2割：1,178円	3割：1,767円
・要介護2	1割：659円	2割：1,318円	3割：1,977円
・要介護3	1割：732円	2割：1,464円	3割：2,196円
・要介護4	1割：802円	2割：1,604円	3割：2,406円
・要介護5	1割：871円	2割：1,742円	3割：2,613円

『 2人部屋、4人部屋 』（多床室）

・要介護1	1割：589円	2割：1,178円	3割：1,767円
・要介護2	1割：659円	2割：1,318円	3割：1,977円
・要介護3	1割：732円	2割：1,464円	3割：2,196円
・要介護4	1割：802円	2割：1,604円	3割：2,406円
・要介護5	1割：871円	2割：1,742円	3割：2,613円

※看護体制加算（Ⅰ）として、常勤の看護師を1名以上配置しており、上記サービス費に1日につき（1割：4円 2割：8円 3割：12円）加算されます。

※入所及び退所の際、ご自宅と事業所間の送迎を行なった場合は、片道につき（1割：184円 2割：368円 3割：552円）加算されます。

※連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活事業所に入所している場合は、所定単位数から1日あたり（1割：30円 2割：60円 3割：90円）減算されます。

※連続して61日短期入所生活介護利用した場合は減算されません。

※在宅中重度受入加算として、短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康管理上の管理等を行わせた場合は、1日あたり（1割：421円 2割：842円 3割：1,263円）加算されます。【委託契約：湖東訪問看護ステーション】

※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会等において必要な取り組みを実施している場合について、1か月あたり（1割：10円 2割：20円 3割：30円）加算されます。

※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）として、事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が占める割合が100分の75以上を満たしているため、上記サービス費に1日につき（1割：6円 2割：12円 3割：18円）加算されます。

※当該加算は区分支給限度基準額の算定からは除外されます。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として、算定要件を満たしているため、基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総算定額に13.6%を乗じた額が加算されます。

※当該加算は区分支給限度基準額の算定からは除外されます。

※短期入所生活介護サービスの連続30日を超えた利用日の31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数については、保険給付の対象となりません。ただし31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数を実費（短期入所生活介護利用料＋加算料金を全額10割負担）として、お支払いされることに同意される場合は、この限りではありません。

また、連続利用31日目の全額自己負担分の計算の際には、連続利用61日目以降の短期入所生活介護費は適用されず、従来（連続利用60日目まで）の短期入所生活介護費が算定されます。

【介護予防短期入所生活介護】

- ① 介護予防短期入所生活介護利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

『 1人部屋 』（従来型個室）

・要支援1	1割：479円	2割：958円	3割：1,437円
・要支援2	1割：596円	2割：1,192円	3割：1,788円
『2人部屋、4人部屋』（多床室）			
・要支援1	1割：479円	2割：958円	3割：1,437円
・要支援2	1割：596円	2割：1,192円	3割：1,788円

② 介護予防短期入所生活介護利用料※連続31日以上短期入所生活介護を利用した場合（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

『1人部屋』（従来型個室）			
・要支援1	1割：442円	2割：884円	3割：1,326円
・要支援2	1割：548円	2割：1,096円	3割：1,644円
『2人部屋、4人部屋』（多床室）			
・要支援1	1割：442円	2割：884円	3割：1,326円
・要支援2	1割：548円	2割：1,096円	3割：1,644円

※入所及び退所の際、ご自宅と事業所間の送迎を行った場合は、片道つき（1割：184円 2割：368円 3割：552円）加算されます。

※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会等において必要な取り組みを実施している場合について、1か月あたり（1割：10円 2割：20円 3割：30円）加算されます。

※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）として、事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が占める割合が100分の75以上を満たしているため、上記サービス費に1日につき（1割：6円 2割：12円 3割：18円）加算されます。

※当該加算は区分支給限度基準額の算定からは除外されます。

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として、算定要件を満たしているため、基本サービス費に各種加算を加えた1月あたりの総算定額に13.6%を乗じた額が加算されます。

※当該加算は区分支給限度基準額の算定からは除外されます。

※介護予防短期入所生活介護サービスの連続30日を超えた利用日の31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数については、保険給付の対象となりません。ただし31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数を実費（介護予防短期入所生活介護利用料+加算料金を全額10割負担）として、お支払いされることに同意される場合は、この限りではありません。また、連続利用31日目の全額自己負担分の計算の際には、連続利用61日目以降の短期入所生活介護費は適用されず、従来（連続利用60日目まで）の短期入所生活介護費が算定されます。

【 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 共通 】

(2) その他の料金

①食費／1日あたり1,550円 ・朝食480円 ・昼食540円 ・夕食530円

※朝食・昼食・夕食ごとに利用料金を設定しております。提供した分の料金をお支払いいただきます。（おやつ代も含んでおります。）

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

※食事のキャンセルについて

朝食は、前日の17:30まで、昼食は、当日の10:00まで、夕食は15:00までに事務まで申し出をお願い致します。

それ以降のお申し出に関しては、返金できませんので、ご了承をお願い致します。

②居住費（居室の利用費）／1日

- ・従来型個室 1, 231円
- ・多床室 915円

*ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。※令和6年8月から居住費が変更となります。

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料をご覧ください。

※(介護予防)短期入所生活介護サービスの連続30日を超えた31日目と区分支給限度基準額を超える利用日数について、負担限度額認定は適用致しません。

③日用品として個人で希望されるものの費用、教養娯楽費などの活動に係る費用、理美容代等については、個別に費用を実費請求させていただきます。

なお、理美容代については業者により料金が異なりますので別途資料をご覧ください。

(3) 利用料金の支払い方法

- ・ 利用料金は1ヶ月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、当事業所指定金融機関口座自動引き落とし又は振込みとなります。

※指定口座振込み先

名義人： 株式会社 ケア・ファースト 代表取締役 工藤 寿廣 (クドウ トシヒロ)				
1	秋田銀行	本店営業部	普通預金	1129693
2	北都銀行	本店営業部	普通預金	8135562

ショートステイ かがやき 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 重要事項説明同意書

当事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたり利用者へ上記重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に際し本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 株式会社 ケア・ファースト

事業者所在地 秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字昼寝 90-1

施設名 ショートステイ かがやき

代表者職名・氏名 代表取締役 工 藤 寿 廣 印

説明者職名・氏名 生活相談員 篠 原 千 佳 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供開始に同意し、一部交付を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____) 印

年 月 日	変 更 履 歴
令和元年8月1日 令和元年10月1日	会社名変更のため全面改訂 介護報酬改定の伴い（消費税 8%→10%に変更） （変更） 【短期入所生活介護】基本料金 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ算定 【介護予防短期入所生活介護】基本料金 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ算定 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 共通】 食費、居住費 （変更）
令和2年4月1日	【短期入所生活介護】 サービス提供体制強化加算Ⅱ算定 【介護予防短期入所生活介護】 サービス提供体制強化加算Ⅱ算定
令和3年2月1日	（変更） 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用に当たっての留意事項 【現金等の管理】
令和3年4月1日	介護報酬改定 （変更） 5. 感染症対策体制の徹底 9. 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用に当たっての留意事項 10. 非常災害対策 11. 要望及び苦情等の相談 【短期入所生活介護】基本料金 【介護予防短期入所生活介護】基本料金
令和3年8月1日	介護報酬改定 （変更） 【短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護】食費の負担限度額及び基準費用額 事業者の主たる事務所所在地変更
令和4年10月1日	（変更） 【短期入所生活介護】加算料金 【介護予防短期入所生活介護】加算料金 介護職員等ベースアップ等支援加算算定
令和4年12月1日	（変更） 事業者の主たる事務所所在地変更

令和5年6月1日	(変更) 食費料金／1日あたり1,550円 ・朝食480円 ・昼食540円 ・夕食530円
令和5年10月1日	(変更) 【短期入所生活介護】 看護体制加算Ⅰ算定
令和5年12月1日	(変更) 1. (3) 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の職員体制 厨房職員、清掃職員追加 2. ②食事提供時間
令和6年4月1日	介護報酬改定 (変更) 【短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護】基本料金・加算料金 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 共通】居住費 3. 身体的拘束等
令和6年6月1日	(変更) 【短期入所生活介護】加算料金 看護体制加算（Ⅰ）算定 【新】介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）算定 【介護予防短期入所生活介護】加算料金 【新】介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）算定
令和6年8月1日	(変更) 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 共通】 (2) その他料金 居住費（居室の利用費）
令和7年4月1日	1. 事業者・事業所の概要 2. (4) 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の勤務体制 3. 利用料金 【短期入所生活介護】加算料金 自費利用料金 【介護予防短期入所生活介護】加算料金 自費利用料金 【新】生産性向上推進体制加算（Ⅱ）算定 連続31日目の自費利用料 【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 共通】 その他の料金③